



〜化粧坂交番ニュース〜

オートバイ盗難発生!

〜盗難防止対策として〜
短時間でもバイクカバー
と盗難防止用ロック (チェ
ーンロックやU字ロック) を
装着しましょう。

パトロールを強化中!



児童虐待防止対策の推進

11月は、こども家庭庁が主唱する「秋のこどもまんなか月間」が実施されます。その取組の一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」が実施されます。児童虐待は、子供の心や身体に重大な影響を及ぼします。児童虐待かもしれないと思ったら、迷わず大磯警察署に連絡してください。



その警察官は本物ですか!?

警察がメールや各種SNSで警察手帳や逮捕状をアップしたり、インターネット口座を開設するように指示することはありません!

警察がお金やキャッシュカードを要求することも絶対にありません!

ニセ警察官にご注意ください!

女性に対する暴力対策の推進

「女性に対する暴力をなくす運動」が全国的に実施されます。実施期間 令和8年11月12日から11月25日までの2週間 (11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

配偶者や同僚相手からの暴力(DV)に悩んでいませんか。

暴力は、親しい間からであっても決して許されるものではありません。暴力は、次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。すでに多くの人が警察や相談機関に相談することで問題を解決し、新しい生活の第一歩を踏み出しています。

- 警察による被害防止等の措置
警察では、暴力の制止、被害者の保護や被害の発生を防止するために必要な措置を執ります。暴行、傷害などの犯罪となる場合は、相手を検挙することができます。
- 裁判所による保護命令
いわゆるDV防止法には、裁判所に申し立てることにより、配偶者等からの更なる暴力被害を防止するために発せられる保護命令制度があります。
- 配偶者暴力(DV)相談支援センター
〜一例〜女性のためのDV相談(☎0466-26-5550)
(月〜金:9:00〜21:00 土・日:9:00〜17:00 祝日除く)
※ その他にも相談窓口があります。